

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成27年 7月24日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区梅津高畝町47番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日新電機株式会社 代表取締役社長 小畑 英明 電話 075 - 861 - 3151					
主たる業種	電気機械器具製造業				細分類番号	2   9   1   2	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input checked="" type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	・全社エネルギー使用量の削減、環境マネジメントシステムの導入により売上げ高CO2原単位を平成27年に平成22年度比5%削減。 ・全社SF6ガス排出率の削減、環境マネジメントシステムの導入により平成27年度に大気排出率を2%以下にする。						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステムの運用による推進体制 各事業部の環境部門責任者、環境対策責任者による活動の推進、毎月進捗管理を実施						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,799.9 トン	11,290.5 トン			15.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,162.5 トン	11,290.5 トン			11.1 パーセント	
	実績に対する自己評価	省エネルギーについては、夏季・冬季の節電対策の取り組みにより、排出量を削減出来た。SF6ガスの排出が特殊な製品の出荷増により増加した為、温室効果ガスの排出が基準年度を上回った。次年度も特殊な製品の出荷台数によって温室効果ガス排出量が増減する予想。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (操業高×1/10)	4.76	4.44			-6.72 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	生産量の増加により温室効果ガスの排出は増加したが、電力量の削減で原単位としては基準年度以下にすることが出来た。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		104.0 パーセント	109.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	蛍光灯のインバータ化、ダウンライト・誘導灯等LED化、高効率トランスへの更新、高性能SF6回収装置の設置					
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	自動車通勤を認めていない。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	実際に社員の自動車の構内乗り入れはない。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン					
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	1. 社外及び家庭内へ、環境配慮製品の開発を特集としたNISSIN REPORT (CSR報告書)を配布。 2. グリーン調達を通じて、取引先へEMS等の導入により地球温暖化防止を働きかけ実施。 3. 地球温暖化防止策として、関係各部門でエコドライブを推進中。						
特記事項	SF6ガスの排出量は平成11年基準(92,995t-CO2)で平成26年は97%削減。(絶対量で89,864t-CO2削減)						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。